

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

| | 担当課 | 薬務衛生課 | 検索番号 | 1-1 |
|--|-----------------------|-------|------|-----|
| 法令名 | 食品表示法 | 根拠条項 | 6-8 | |
| 不利益処分 | 食品の回収等の措置命令 (衛生事項に限る) | | | |
| (根拠規定) | | | | |
| ○食品表示法 (抄) (平成 25 年 6 月 28 日号外法律第 70 号) | | | | |
| 第六条 | | | | |
| 八 <u>内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。</u> | | | | |
| 第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。 | | | | |
| ○食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令 (抄) (平成 27 年 3 月 6 日政令第 68 号) | | | | |
| 第七条 <u>法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務 (アレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事 (保健所を設置する市 (法第十五条第五項に規定する保健所を設置する市をいう。第八項において同じ。)又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。)が行うこととする。(略)</u> | | | | |
| 三 <u>法第六条第八項の規定による命令及び当該命令に係る法第七条の規定による公表に関する事務 当該命令に係る食品関連事業者等の主たる事務所 (法第二条第三項第二号に規定する者が個人の場合にあっては、その住所又は居所。次号及び第七号において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事</u> | | | | |
| (処分基準) | | | | |
| 愛媛県食品表示監視指導等実施要綱 (平成 27 年 5 月 15 日付け 27 薬第 357 号・27 農産第 425 号 保健福祉部長・農林水産部長通知) | | | | |
| 第 4 命令等の指針 | | | | |
| <u>法第 6 条第 8 項の規定に基づく命令等の指針は次のとおりとする。</u> | | | | |
| 1 適用範囲 | | | | |
| この指針は、法第 6 条第 8 項の規定に基づき、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるもの (以下「特定事項」という。)に関する食品表示基準違反に適用する。 | | | | |
| 2 食品衛生法との関係 | | | | |
| 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) の規定により販売し (不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。)、若しくは販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならず、又はこれらの行為を禁止されている食品については、衛生上の危害を防止する観点から同法の規定に基づく措置 (行政指導を含む。以下同じ。)を優先するものとする。 | | | | |
| 食品衛生法の規定に基づく措置がとられた結果、食品表示基準に違反する食品が一般に流通することがなくなった場合には、改めて法の規定に基づく措置を講ずる必要はないものとする。 | | | | |

なお、食品表示法の規定による定義においては、同法の食品は食品衛生法における添加物を含むものであることに留意すること。

3 回収等命令

(1) 措置の検討と行政指導

食品関連事業者等が特定事項について食品表示基準に従った表示がなされていない食品を販売し、又は販売しようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、法第6条第8項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置（以下「回収等」という。）をとるべきことを命ずることについて検討するものとする。

ただし、消費者の安全を迅速に確保する観点から、直ちに命令を行うよりも行政指導を行うことが有効であると認めるときは、行政指導を行うものとする。

(2) 措置の要件

「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある」ときとは、原則として、その違反した表示内容を信頼して飲食をする消費者にアレルギー、食中毒その他飲食に起因する健康被害が発生するおそれがあり、かつ、当該食品を消費者が既に入っているか、又は購入可能な状態にあるときとする。ただし、それ以外の場合であっても「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある」と認められるときは、回収等を命ずることができる。

この場合、①消費期限及び賞味期限に関する表示義務違反にあつては、その誤って表示された期限より前に腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがない場合、②保存方法に関する表示義務違反にあつては、その誤って表示された温度が安全性に影響を及ぼす温度より低い場合、回収等命令の要件を満たさないことに留意する。

(3) 措置の内容

措置の内容は、①既に不特定の消費者が購入し、又は一般に流通している場合にあつては既に販売し、又は出荷した食品の回収、②全購入者が特定され、かつ、一般に流通していない場合にあつては全購入者への違反内容の連絡、③店頭表示の誤りである場合にあつては店頭における表示の訂正又は商品の一時撤去等、食品の販売形態及び流通状況に応じ、適切な手法を選択するものとする。

回収等の対象とすることができる食品は、消費者に販売された食品又は食品の製造、加工（選別及び調整を含む。）若しくは輸入をする者若しくは食品の販売をする者が保有する食品であつて消費者が摂取することが可能な状態にあるもの（加熱、調理等を行うことが必要なものを含む。）及び食品の原材料又は添加物として使用可能なもの（小分けを含む。）とする。

(4) 公表

回収等命令を行ったときは、法第7条の規定に基づく公表を行わなければならない。この場合、次の①から③までの事項を公表するものとする。

- ① 違反した食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
- ② 違反事実（ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び愛媛県情報公開条例（平成10年6月25日条例第27号）に照らして不開示情報に該当すると判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）
- ③ 命令の内容

(5) 指示・公表との関係

食品表示基準違反に常習性がなく過失による一時的なものであり、また、命令又は行政指導に伴って表示の是正が行われ、かつ、自主回収若しくは全購入者への連絡又は店舗、ウェブサイト等における違反事実の掲示等の自主的な情報提供が行われている場合には、法第6条第1項又は第3項及び第7条の規定に基づく指示・公表を行う必要はないものとする。